

## 別表第3の2(第10条関係) 新旧対照表

### 【改正案】

#### 附則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の会津若松市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の都市公園の占用の期間に係る使用料について適用し、同日前の都市公園の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

区分	単位	使用料
土地 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電柱 1本につき1年 480円
		第2種電柱 730円
		第3種電柱 990円
	電話柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電話柱 430円
		第2種電話柱 680円
		第3種電話柱 940円
	その他の柱類	43円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 4円
	地下電線その他地下に設ける線類	3円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年 420円
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年 260円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 850円
	郵便差出箱	360円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 870円
その他のもの	1平方メートルにつき1年 850円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	260円
	外径が1メートル以上のもの	510円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日 9円
	その他のもの	1平方メートルにつき1月 87円

### 【現行】

区分	単位	使用料
土地 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	電柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電柱 1本につき1年 420円
		第2種電柱 650円
		第3種電柱 880円
	電話柱(本柱、支柱、支線柱、支線等各々1本とする。)	第1種電話柱 380円
		第2種電話柱 610円
		第3種電話柱 830円
	その他の柱類	38円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 4円
	地下電線その他地下に設ける線類	2円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年 370円
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年 230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 760円
	郵便差出箱	320円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 960円
その他のもの	1平方メートルにつき1年 760円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230円
	外径が1メートル以上のもの	450円
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日 10円
	その他のもの	1平方メートルにつき1月 96円

看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
標識		1本につき1年	680円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
	その他のもの	1本につき1月	87円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
アーチ	通路を横断するもの	1基につき1月	870円
	その他のもの		430円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1平方メートルにつき1月	87円
仮設建築物その他の工作物			85円
上記の区分以外のもの		1平方メートルにつき1日	次の算式により算出される額 当該土地の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(3/100)×(1/365(又は366))
建物		1平方メートルにつき1日	次の算式1及び算式2により算出される額の合計額 1 当該建物の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(7/100)×(1/365(又は366)) 2 当該建物の敷地である土地の財産台帳に記載された価額の1平方メートル当たりの額×(3/100)×1/365(又は366))×(当該建物の建築面積/当該建物の延べ面積)

備考 略

看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円
標識		1本につき1年	610円
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
	その他のもの	1本につき1月	96円
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円
アーチ	通路を横断するもの	1基につき1月	960円
	その他のもの		480円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		1平方メートルにつき1月	96円
仮設建築物その他の工作物			76円
上記の区分以外のもの		1平方メートルにつき1日	同左
建物		1平方メートルにつき1日	同左

備考 略